

環境研究総合推進費補助金交付取扱要領

平成27年9月30日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

環境研究総合推進費補助金交付取扱要領を環境研究総合推進費補助金交付要綱（平成27年9月30日付け環廃対発第1509302号）第34条の規程に基づき、次のように定め、平成27年10月1日から適用する。

（通則）

第1条 環境研究総合推進費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び環境研究総合推進費補助金交付要綱（平成27年9月30日付け環廃対発第1509302号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（直接経費）

第2条 要綱第6条第1項第一号ニに規定する会議費の単価は、1人当たり1,000円以内とする。

（間接経費）

第3条 要綱第6条第1項第三号に掲げる間接経費は、次に掲げる経費のうち環境大臣が認めるもの（同条第1項第1号に掲げる経費に該当するものを除く。）とする。

一 管理部門に係る経費

イ 管理施設及び設備の整備、維持並びに運営に係る経費

ロ 管理事務に必要な経費

ハ 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費及び印刷費

二 研究部門に係る経費

イ 次に掲げる共通的に使用される物品等に係る経費

謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱料費、借料及び損料、会議費、雑役務費並びに新聞雑誌代

ロ 次に掲げる施設等の整備、維持及び運営に係る経費

（イ） 研究棟

（ロ） 実験動物管理施設

（ハ） 研究者交流施設

（ニ） 大型計算機棟

(ホ) 図書館

(ヘ) ほ場

ハ ネットワーク及び大型計算機（スーパーコンピュータを含む。）の整備、維持及び運営に係る経費

三 その他関連する事業部門に係る経費

イ 研究成果を展開する事業に係る経費

ロ 広報事業に係る経費

四 その他研究事業の実施に伴う研究機関等（国の研究機関を除く。）法人の管理等に必要な経費として当該研究機関等又は法人が使用する経費のうち、当該研究機関等又は法人の代表者が必要と認めたもの

（保存すべき証拠書類）

第4条 要綱第22条に規定する証拠書類は、次のとおりとする。

一 環境省へ提出した書類の写し

イ 研究計画書

ロ 交付申請書

ハ 変更申請書

ニ 事業実績報告書

ホ その他補助金に関し環境省に提出した文書

二 環境省から送付された書類

イ 交付基準額通知書及びその関連書類

ロ 交付決定通知書及びその関連書類

ハ 変更承認書及びその関連書類

ニ 交付額確定通知書及びその関連書類

ホ その他補助金に関し環境省から送付された文書

三 補助金を適正に使用したことを証する書類

イ 収支簿

ロ 預金通帳

ハ 関係証拠書類

(イ) 謝金

その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（講師謝金にあつては、会議開催通知書及び議事要旨）、受領書等

(ロ) 旅費

領収書、出張報告（記録）書、出張依頼書等

(ハ) 備品費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、機種選定理由書、保管証等

(ニ) 消耗品費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ホ) 賃金

その目的、内容、期間等が記載された労務等の提供があったことを証する書類（出勤表）、受領書等

(へ) 印刷製本費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(ト) 会議費

請求書、領収書、開催通知書及び議事要旨等

(チ) 機械装置購入費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書、機種選定理由書、保管証等

(リ) 設計費、建設費、材料費、物品費及び外注費

見積書、契約書、請書、納品書、検査調書、請求書、領収書等

(研究計画書の提出部数)

第5条 要綱第10条及び第11条に規定する研究計画書は1部を提出するものとする。

(交付申請書の提出部数)

第6条 要綱第14条第1項に規定する交付申請書は1部及び同内容を入力した電子媒体1部を提出するものとする。

(実績報告書の提出部数)

第7条 要綱第25条第2項及び第26条第2項に規定する実績報告書は1部及び同内容を入力した電子媒体1部を提出するものとする。

(提出書類の大きさ)

第8条 提出書類の大きさは、原則としてA4版を標準とする。